

魚津市告示第51号

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。
。

令和5年3月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するもの

ア 補強コンクリートブロック造で、別表第1に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱

イ 組積造で、別表第2に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱

(2) 避難路 住宅から避難場所へ通じる道路

(3) 除却 塀、門柱又はその基礎の取壊し

(4) 建替え 除却を伴う塀又は門柱の設置

(補助金の交付)

第3条 市長は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊時における避難路を確保することを目的として、魚津市内に存する共同住宅や長屋を含む住宅に付随する危険ブロック塀等の所有者又は管理者が行う危険ブロック塀等の除却又は建替えに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。
- (2) 国、県又は市が実施する同種の他の補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして補助対象者とすることが適切でないとして市長が認める者
- （補助金の対象経費）

第5条 補助金交付の対象経費は、市内に存する避難路に面した危険ブロック塀等の除却又は建替えに要する費用とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、危険ブロック塀等の除却又は建替えに要する費用の3分の2とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度額とする。

- (1) 避難路に面した危険ブロック塀等の除却の場合 10万円
- (2) 避難路に面した危険ブロック塀等の建替えの場合 15万円

2 補助金の交付は、危険ブロック塀等を付随している住宅1棟につき1回に限るものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、危険ブロック塀等の除却又は建替えに係る工事の請負契約を締結する前に、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業計画書（様式第2号）
- (2) 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 危険ブロック塀等状況確認表（様式第4号）
- (4) 危険ブロック塀等であることを示す現況写真
- (5) 工事費等見積書
- (6) 付近見取図
- (7) 設置する塀又は門柱の構造がわかる図面（建替えの場合）
- (8) 完納証明書若しくは納税証明書又は非課税証明書

2 危険ブロック塀等の所有者は、当該補助金の申請手続について、管理者

を定め、その管理者に申請書を提出させることができる。

- 3 危険ブロック塀等の管理者は、前項の規定により申請書を提出するときは、当該申請書に魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の申請手続に係る同意書（様式第5号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内に魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金実績報告書（様式第7号。以下実績報告書という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業実績書（様式第8号）
- （2） 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支精算書（様式第9号）
- （3） 工事請負契約書の写し
- （4） 工事に要した費用の支払が確認できる書面の写し
- （5） 工事着工前と完成後の写真
- （6） 工事施工中の写真（建替えの場合）
- （7） その他市長が必要と認めるもの

（額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金額の確定通知書（様式第10号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の額の確定通知を受けた者（以下「交付確定者」という。）は、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金請求書（様式第11号。以下「請求書」という。）を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

- 2 交付確定者は、当該補助金の受領について、工事業者に委任する方法（次項において「代理受領」という。）により行うことができる。

- 3 交付確定者は、前項の規定により代理受領を行おうとするときは、請求書に魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の代理受領に係る委任状（様式第12号）を添付しなければならない。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の効力)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 補強コンクリートブロック造の塀又は門柱の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	2.2m以下
2 厚さ	(高さ2m以下の場合) 10cm以上 (高さ2m超2.2m以下の場合) 15cm以上
3 控え壁	高さ1.2m超の場合、長さ3.4m以下ごとに、高さの5分の1以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	高さ1.2m超の場合、30cm以上
6 劣化状況	著しい傾き又はひび割れがない。
7 鉄筋の有無	内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されている。
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。

別表第2 組積造の塀又は門柱の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	1.2m以下
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上
3 控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、厚さの1.5倍以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	20cm以上
6 劣化状況	著しい傾き又はひび割れがない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所
氏名

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付申請書

年度において、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業を実施したいので、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金 円を交付されるよう魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業計画書（様式第 2 号）
- 2 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支予算書（様式第 3 号）
- 3 危険ブロック塀等状況確認表（様式第 4 号）
- 4 危険ブロック塀等であることを示す現況写真
- 5 工事費等見積書
- 6 付近見取図
- 7 設置する塀又は門柱の構造がわかる図面（建替えの場合）
- 8 完納証明書若しくは納税証明書又は非課税証明書

様式第2号（第7条関係）

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業計画書

1	所在地	魚津市	
2	所有者		
3	管理者		
3	工事期間	着工予定	年 月 日
		完成予定	年 月 日
4	工事業者	(業者名) (住所)	
5	工事概要	除却	構造
			高さ
			長さ
		設置	構造
			高さ
			長さ

様式第 3 号（第 7 条関係）

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支予算書

収入

（単位：円）

区 分	金 額
補助金	
その他	
計	

支出

（単位：円）

区 分	金 額
計	

様式第4号（第7条関係）

危険ブロック塀等状況確認表

補強コンクリートブロック造の塀又は門柱

判定区分	判断基準	適 否
1 高さ	2.2m以下	
2 厚さ	（高さ4m以下の場合）10cm以上 （高さ4m超2.2m以下の場合）15cm以上	
3 控え壁	高さ1.2m超の場合、長さ3.4m以下ごとに、高さの5分の1以上突出した控え壁あり	
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり	
5 基礎の根入れ深さ	高さ1.2m超の場合、30cm以上	
6 劣化状況	著しい傾き又はひび割れがない。	
7 鉄筋の有無	内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されている。	
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	

組積造の塀又は門柱

判定区分	判断基準	適 否
1 高さ	1.2m以下	
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上	
3 控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、厚さの1.5倍以上突出した控え壁あり	
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり	
5 基礎の根入れ深さ	20cm以上	
6 劣化状況	著しい傾き又はひび割れがない。	

様式第5号（第7条関係）

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の申請手続
に係る同意書

年 月 日

所有者 住所
氏名

私は、私の所有する危険ブロック塀等の魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、下記のことを管理者と定め、管理者が申請者として行う一切の交付申請手続に同意します。

管理者 氏 名
所有者との関係
住 所

記

- 1 危険ブロック塀等の所在地 魚津市
- 2 同意する申請手続き
 - (1) 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金実績報告書（様式第7号）
 - (3) 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金請求書（様式第11号）

様式第6号（第8条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付します。（交付しません。）

交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱、魚津市補助金等交付規則、その他関係法令を遵守し、事業を実施すること。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (5) この補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金の交付目的に反して使用してはならない。

(2 交付しない理由)

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所
氏名

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令第号で交付決定通知があった 年度
魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック
塀等対策支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を次の関係
書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業実績書（様式第8号）
- 2 魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支精算書（様式第9号）
- 3 工事請負契約書の写し
- 4 工事に要した費用の支払が確認できる書面の写し
- 5 工事着工前と完成後の写真
- 6 工事施工中の写真（建替えの場合）
- 7 その他市長が必要と認めるもの

様式第8号（第9条関係）

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業事業実績書

1	所在地	魚津市			
2	所有者				
3	管理者				
4	工事期間	着工年月日	年	月	日
		完成年月日	年	月	日
5	補助金交付決定額				
6	工事業者	(業者名)			
		(住所)			
7	工事概要	除却	構造		
			高さ		
			長さ		
		設置	構造		
			高さ		
			長さ		

様式第9号（第9条関係）

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業収支精算書

収入

（単位：円）

区 分	金 額
補助金	
その他	
計	

支出

（単位：円）

区 分	金 額
計	

様式第10号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した 年度
魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金については、魚津市危険ブロック
塀等対策支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、交付額を金
円に確定する。

年 月 日

魚津市長



様式第11号（第11条関係）

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け魚津市指令 _____ 第 _____ 号で交付決定通知のあった魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金として

_____ 年 _____ 月 _____ 日

魚津市長

あて

請求者

住所

氏名

印

下記の口座に振込み願います。

金融機関名	銀行				本店			
	金庫				支店			
	農協				支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他							
	()							

※ 請求者（額の確定通知を受けた者）又は代理受領受任事業者名義の口座を記入してください。

様式第12号（第11条関係）

年度魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の代理受領
に係る委任状

年 月 日

申請者 住所
氏名

私は、下記の危険ブロック塀等の魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第11条に規定する請求した補助金の受領を

法人名
代表者氏名
所在地

に委任します。

記

- 1 危険ブロック塀等の所在地 魚津市
- 2 受領を委任する補助金請求額 金 円

魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金の代理受領の受任
に係る同意書

年 月 日

代理受領受任事業者 法人名
代表者氏名
所在地

私は、上記の危険ブロック塀等の魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金について、魚津市危険ブロック塀等対策支援事業補助金交付要綱第11条に規定する請求した補助金の受領を受任することに同意します。